

学校法人東亜大学学園 行動計画（女性活躍推進法）

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現し、職場における女性の活躍を一層推進するために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍促進法)」に基づき、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの 5 年間

2. 内容

目標1：近年の採用者に占める女性事務職員の割合は増えているが専任教員全体に占める女性教員の割合は低いため、専任教員全体に占める女性比率を35%以上にする。

〈 対策 〉

- 令和4年度～ 教育・研究に意欲的な応募者を積極的に採用する。

目標2：事務職員の時間外労働の削減を図る。
毎月の平均所定外労働時間30時間未満を維持する

〈 対策 〉

- 令和4年度～ 管理職者により、各部署職員へ取り組み方針を通知する。
各部署での取り組みを実施。
- 令和5年度～ 取り組み状況、効果のチェック、年間を通じた業務内容を的確に
管理職者が把握し、改善について検討する。
- 令和6年度～ 検討結果を踏まえ、管理職者が毎月の所定外労働時間及び36協定時間
の管理を強く指示する。